

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は
消費生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

**消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！**

見守り 新鮮情報

高額な前金を支払ったのに・・・リフォーム工事の契約トラブル

雨漏りがあったため、事業者に見てもらったところ「腐っている部分がある」と言われ屋根工事をすることにした。見積り額が約450万円と高額だったので、他社からも見積もりを取り比較しようとしたが「当社は職人がそろっており工事が早く済む」と言われたため契約した。工事前に半額程度の金額を支払ったが、足場を組んだ後になって「職人の手配ができず工事は約半年後になる」と告げられた。解約を申し出ると解約料がかかると言われ、納得できない。

(60歳代)



【ひとこと助言】

- ・契約する前に複数の事業者から見積もりを取り、費用だけでなく、工期や施工体制、保証内容等についても十分検討することが重要です。
- ・高額な費用の全額前払いは避け、完成後の支払いを主とした契約にしましょう。

子ども・若者 サポート情報

今もなお注意が必要！マグネットセットの誤飲

子どもの誤飲により重篤な症状となる事故が何件も発生したことから、強力な磁力を持つ複数個の磁石を組み合わせる遊ぶ「マグネットセット」は、新たな規制が導入され、技術基準に適合しない製品の販売が規制されています。誤飲により開腹手術が必要となった事故は複数報告されており、海外では死亡事故も起きています。



【ひとことアドバイス】

- ・マグネットセット（磁石製娯楽用品）は、消費生活用製品安全法関係法令の改正により、2023年6月より販売が規制されています。技術基準を満たしPSCマークが表示されたものでなければ販売できません。
- ・子どもがいる環境にマグネットセットがあることがあります。子どもが誤飲すると命にかかわる場合もあるため、保護者や周りの人は注意しましょう。

～以上2件、国民生活センター「見守り新鮮情報」、「子ども・若者サポート情報」より引用・抜粋～

◀ 消費生活に関する相談は ▶

- ◆村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在場合がありますので、電話でご確認ください）
- ◆消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎188※3桁で繋がります。
- ◆県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

